

# 大阪府高槻市基本計画

## 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

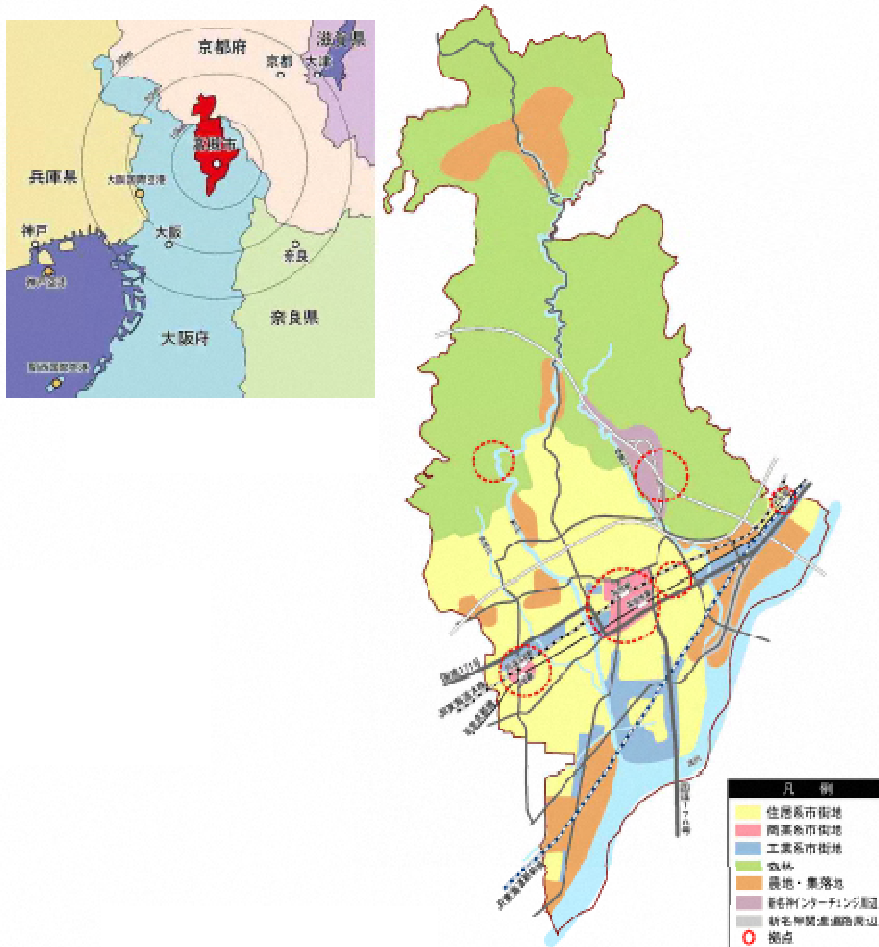
### (1) 促進区域

設定する区域は、平成31年1月1日現在における大阪府高槻市（以下、本市という。）の行政区域とする。概ねの面積は10,529ヘクタールである。

ただし、大阪府が大阪府自然環境保全条例に基づき指定した大阪府自然環境保全地域（本山寺自然環境保全地域）、環境省が自然環境保全基礎調査により選定した特定植物群落は除くものとする。

なお、本区域に、環境省が選定した生物多様性の観点から重要度の高い湿地（淀川水系）が設定されているため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

その他、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本区域に存在しない。



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）  
（地理的条件）

本市は大阪府の北東部にあって、大阪市と京都市のほぼ中間に位置しており、周囲は亀岡市、京都市、島本町、茨木市、摂津市及び淀川を隔てて枚方市、寝屋川市に接している。市域の面積は **10,529** ヘクタールで、大阪府下の市町村では **4** 番目の広さとなっており、市域の北側は北摂山地、南側は淀川によって限られ、北部山間から南流して淀川に注ぐ桧尾川、芥川、女瀬川が平野部を形成している。市街地は **JR** 東海道本線高槻駅及び阪急京都本線高槻市駅を中心に展開し、その周辺から郊外にかけて住宅地が広がっており、また、北部の山あいと南部の淀川沿岸には農地と集落が立地している。市域北部は大半が山間地で、最高峰はポンポン山の海拔 **678.7m** となっている。

（インフラの整備状況）

① 駅周辺のまちづくり

平成 **24** 年 **4** 月にまちびらきした高槻駅北東地区都市開発事業は、都市インフラを再構築するとともに、緑地の整備や防災性の充実、更には多様な都市機能の集積を図り、「高槻の新たな顔」にふさわしい良好な都市環境を築くことを目的としている。また中心市街地における事業のうち、安満遺跡公園については、平成 **31** 年春の一次開園に向け、中心市街地の新たな魅力に溢れた公園とするべく着実に準備を進めており、新たな人口の流入や交流人口の拡大が期待できる環境が整っている。

② 道路

交通網については、平成 **30** 年 **3** 月に、高槻ジャンクション・インターチェンジを含む、新名神高速道路高槻以西区間が開通し、以東区間についても、平成 **35** 年度の開通をめざし、引き続き工事が進められている。

新名神高速道路が全線開通すると、神戸～名古屋間が既存の名神高速道路・中国縦貫自動車道ルートより約 **40** 分短縮され、約 **2** 時間で結ばれることになり、更に、名神高速道路など周辺道路の渋滞が緩和されるとともに、大規模な災害が発生した場合、代替ルートとしての機能が確保され、物資や人員の輸送に大きく寄与することが可能となる。

このような交通網の充実によって、本市は関西の中央都市として、大都市や空港などに迅速にアクセスできるようになり、より一層利便性の高いまちへと進むことが可能となる。

③ 交通

本市では、大阪～京都間を結ぶ **JR** 東海道本線及び阪急京都本線が東西に横断しており、**JR** 東海道本線の新快速や阪急京都本線の特急の停車駅でもあることから、大阪・京都ともに約 **15** 分で結ばれており、利便性の高い都市として知られている。平成 **28** 年の鉄道駅の乗降客数は、大阪府統計年鑑によると **JR** 高槻駅、摂津富田駅が **169,724** 人、阪急高槻市駅、富田駅、上牧駅が **95,272** 人となっている。また、本市のバスネットワークは、高

槻市営バスにより鉄道駅ターミナルから市内各地域への放射状ネットワークを形成している。

#### (産業構造)

平成28年経済センサスによると、本市の事業所数を産業別にみると、第1次産業の事業所数は15事業所、従業者数は77人、売上金額は8億7,000万円、付加価値額は2億4,500万円、第2次産業の事業所数は1,169事業所、従業者数は16,965人、売上金額は3,959億9,100万円、付加価値額は1,078億8,800万円、第3次産業の事業所数は8,136事業所、従業者数は85,891人、売上金額は9,275億3,800万円、付加価値額は3,846億9,200万円となっている。

RESASによると、製造業については、事業所数は少ないものの、従業者数でみると医療・福祉の22,678人、卸売業、小売業の22,529人に次ぐ、11,730人となっており、雇用面で果たす役割は大きいと言える。

第2次産業を業種別（中分類）にみると、事業所数では金属製品製造業が約14%で最も多く、次いでプラスチック製品製造業の約9%、生産用機械器具製造業の約9%、パルプ・紙・紙加工品製造業の約9%、電気機械器具製造業の約7%となっている。従業者数の割合では、食料品製造業が約24%で最も多く、電気機械器具製造業が約15%で続いている。

全体として本市の工業は、道路輸送に依存した内陸型の最終消費財生産部門の立地が卓越しており、医食健康関連の大規模な製造工場のほか、産業向け設備を主力とする企業も数多く立地している点に大きな特色が認められる。また、周辺にリーディング企業の立地が多いことから、関連する比較的小規模な電気機器、機械器具、金属製品、化学、食品工業等の事業所が多数立地している点も本市の工業の特色と言える。また、民間の研究施設も数多く立地しており、産学公連携の基盤が充実している。

第3次産業を業種別（大分類）にみると、事業所数では卸売業、小売業が本市の全事業所数の約24%と全体の4分の1を占め、次いで宿泊業、飲食サービス業が約13%、医療、福祉が約12%、生活関連サービス業、娯楽業が約11%となっている。従業者数の割合では、医療、福祉と卸売業、小売業が約22%とそれぞれ全体の5分の1を占めている。次いで宿泊業、飲食サービス業が約10%、運輸業、郵便業が約7%となっており、本市の産業で最も集積があるのは医療、福祉と卸売業、小売業であり、宿泊業、飲食サービス業など、観光客など交流人口の受け入れにつながる業種にも一定の集積がある。

#### (人口分布の状況)

高槻市人口ビジョンによると、平成18年から平成27年にかけての人口の推移を住民基本台帳人口ベースでみると、1年あたり約430人減の緩やかな減少傾向にある。年齢階層別にみると0歳から14歳までの年少人口は平成21年以降、微減傾向となっており、15歳から

64歳までの生産年齢人口は平成18年から28,619人減少している。また、平成14年から平成25年までの転入数・転出数の動向をみると平成17年と平成18年を除いて転出者の数が転入者の数を上回る「社会減」の状況にある。

一方、65歳以上の老年人口は、平成18年から平成27年で約26,800人の増加となっている。人口分布の状況を平成27年国勢調査でみると、市街地が形成されている市南部の人口密度が高くなっている一方、山間部が多い市北部の人口密度は低くなっている。

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

### (1) 目指すべき地域の将来像の概略

本市は、化学工業、電気機械器具製造業、食料品製造業等の業種において付加価値が高く、また、事業所数では金属製品製造業、プラスチック製品製造業、生産用機械器具製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業が上位を占めている。

また、研究開発機能を有する事業所も集積しており、トピックスとして例を挙げると、オフィス向けの産業機器から産業材料、医療機器等をはじめ、多角的なビジネスをグローバルに展開している電気機器メーカーにおいては、開発力の一層の強化に向け、新開発棟を建設予定であり、同社の強みであるセンサーと画像技術を活用したIoT開発拠点として本格稼働を予定している。更に、長年オーラルケア製品や化粧品・健康食品等の開発製造を行う日用品メーカーでは、2025年日本国際博覧会に向け、健康寿命延伸産業分野への集中投資を計画中である。

こうした製造業の強みを生かし、本市の施策を組合せながら、既存集積の更なる高度化及び質の高い雇用を創出することで、地域経済の活性化をめざす。

### (2) 経済的効果の目標

#### 【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	653 百万円	—

(算定根拠)

- ・1件あたり平均6,916万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を7件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.35倍の波及効果を与え、促進区域で653百万円の付加価値を創出することをめざす。

#### 【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	7件	—
地域経済牽引事業の雇用増	—	300人	—

### 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

#### （１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

#### （２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、**6,916万円**（大阪府の**1事業所**あたり平均付加価値額（平成**28年**経済センサス活動調査）を上回ること。

#### （３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で**1%**以上増加すること。
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で**2%**以上増加すること。
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で**3%**以上増加すること。

なお、（２）、（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が**5年**の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

### 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

#### （１）重点促進区域

該当なし。

#### （２）区域設定の理由

該当なし。

#### （３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

該当なし。

## 5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

### (1) 地域の特性及びその活用戦略

高槻市の化学工業、電気機械器具製造業、食料品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

### (2) 選定の理由

高槻市の化学工業、電気機械器具製造業、食料品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

RESASによると、本市の全産業に占める製造業の割合は、付加価値額ベースで約38%を占めており、これは大阪府平均の約30%を上回っている。更に、製造業の内訳を中分類ベースで見ると、化学工業が約25%、電気機械器具製造業が約23%、食料品製造業が約21%と、3業種で製造業全体の約70%を占めている。

これら3つの業種の特化係数はそれぞれ、化学工業が付加価値額6.18、労働生産性3.60、従業者数1.54、電気機械器具製造業は付加価値額1.99、労働生産性1.54、従業者数1.14、食料品製造業は付加価値額3.24、労働生産性1.08、従業者数2.64となっており、すべての項目について1.0を超えており、稼ぐ力が高い業種である。

また、その他の業種でも、金属製品製造業が32事業所、プラスチック製品製造業が21事業所、生産用機械器具製造業が20事業所、パルプ・紙・紙加工品製造業が20事業所の産業集積を形成しており、本市の製造業において上位を占めている。

こうした様々な業種の産業集積を背景に、高槻市産業振興ビジョンに基づく「企業定着・誘致推進プロジェクト」では、工場と住宅が混在する地域において、住工共存可能な良好な環境を確保するため、企業定着促進事業をはじめとする支援操業環境を保全する取組を促進している。また、同プロジェクトによる企業立地促進条例制度に基づく奨励制度の活用や、「ものづくり企業高度化支援プロジェクト」によるビジネスコーディネーター派遣事業などを通じて、既存企業が行う設備投資やビジネスマッチング等を支援している。

更に、本市の産業集積は、製造業事業者意向調査（平成23年実施）によると、研究開発の機能を有する企業の比率が52%を占めるなど、研究開発型企業が多く集積していることも明らかになっている。中でも、オフィス向けの産業機器から産業材料、医療機器等をはじめ、多角的なビジネスをグローバルに展開している電気機器メーカーにおいては、開発力の一層の強化に向け、新開発棟を建設予定であり、同社の強みであるセンサーと画像技術を活用したIoT開発拠点として本格稼働を予定している。また、長年オーラルケア製品や化粧品・健康食品等の開発製造を行う日用品メーカーでは、2025年日本国際博覧会に向け、健康寿命延伸産業分野への集中投資を計画中である。こうした特徴を生かすべく、本市では「ものづくり企業高度化支援プロジェクト」を実施し、第4次産業革命に資する共同研究開発等のマッチング支援等の施策も展開している。

このように、化学工業、電気機械器具製造業、食料品製造業をはじめ様々な業種から構成され、かつ生産から研究開発までの多様な機能を備えた産業集積と、本市の施策を組合

せながら、既存集積の更なる高度化及び質の高い雇用を創出することで、地域経済の活性化を図る。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

地域の特性を生かし、成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国等の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

### (2) 制度の整備に関する事項

#### ① 高槻市ものづくり企業交流会（高槻市）

本市が事務局機能を担う高槻市ものづくり企業交流会では、業種別に4つのグループ（機械・金属加工、電気・電子機器、樹脂加工、食品加工）にわかれ、情報交換会（参加企業のPR、工場見学会）、課題検討会（企業の抱える課題を共有し、解決策を探る）、研修会（外部講師を招き勉強会）等の活動に取り組む。

#### ② ビジネスコーディネーター派遣事業（高槻市）

製造業を中心に市内の中小企業者の新製品開発や販路拡大など、技術革新や経営革新を支援するために、高度な専門知識と豊かな経験を有する企業OBを、市のビジネスコーディネーターとして派遣する。

#### ③ 企業定着促進事業（高槻市）

工場操業環境と周辺住環境の保全のため本市が市内の中小企業者に防音、防振、防臭に対する補助を行う。

#### ④ 企業立地促進事業（高槻市）

市内産業の振興並びに雇用機会の拡大などを目的に、市内に一定の事業所を新設等する事業者に対し、本市が立地奨励金を交付する。

##### ア 企業立地促進事業所税奨励金

対象事業所の事業所税額に相当する奨励金を交付する。（5年度間）

※各年度の交付額上限は1億円

##### イ 企業立地促進固定資産税・都市計画税奨励金

特定固定資産※に係る固定資産税及び都市計画税の額の1/2に相当する奨励金を交付する。（5年度間）

※1品50万円以上の償却資産が対象。

※各年度の交付上限額は5,000万円

##### ウ 企業立地促進初期投資奨励金

対象事業所が操業を開始した場合購入した敷地面積1㎡あたり1万円の奨励金を交付する。

※年度上限1億円 総額上限10億円

エ 企業立地促進雇用奨励金

高槻市民を正社員として雇用した場合、1人につき10万円の奨励金を交付する。

※上限なし。交付回数は1回限り。

オ 企業立地促進研究設備等投資奨励金

新たに導入した研究設備等に係る固定資産税（償却資産に限る）の1/2に相当する奨励金（5年度間）を交付する。

※各年度の交付上限額は5,000万円

※1品50万円以上の償却資産が対象。

カ 企業立地促進研究者集積奨励金

新規雇用市民研究者を雇用又は、転入研究者を当該研究所に勤務させた場合、1人につき20万円の奨励金を交付する。

※上限なし。交付回数は1回限り。

⑤大阪府の企業立地の優遇制度（大阪府）

ア 企業立地促進補助金

大阪府が指定する産業集積促進地域において、工場又は研究開発施設の新築や増改築を行う中小企業に対して補助金を支給する。

補助要件：投資額1億円以上 等

補助率：家屋・機械設備等の5%（府内に本社等のある企業は10%）

限度額：3,000万円

※上記補助金の交付決定を受けた上で、所定の要件を満たした場合は法人事業税に対する補助（2,000万円限度）の対象となる。

イ 産業集積促進税制

大阪府が指定する産業集積促進地域において、工場、研究所、倉庫等の家屋又はその敷地となる土地の取得に係る不動産取得税を軽減する税優遇制度を実施する。

対象者：中小企業

特例措置の内容：対象不動産の取得に係る不動産取得税の1/2に相当する金額を軽減

限度額：2億円

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

オープンデータ化の取組は、民間サービスの創出が期待できることから、本市では、推進に向けた庁内の体制やデータ作成に係るルール作りを進めているところであり、本市が保有する各種行政情報等のオープンデータ化と、その利用促進に積極的に取り組んでいく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業環境整備の提案は、大阪府商工労働部国際ビジネス・企業誘致課、高槻市産業環



境部産業振興課を対応窓口とする。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係者と連携して検討の上、適切に対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

地域経済牽引企業に対して、定期的に企業訪問等を行い、国、府、市等の施策情報の提供や、地域経済牽引事業の進捗状況の確認及び継続的なフォローアップを実施する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 30 年度	平成 31 年度～ 平成 34 年度	平成 35 年度 (最終年度)
<b>【制度の整備】</b>			
① 高槻市ものづくり企業交流会	実施	実施	実施
② ビジネスコーディネーター派遣事業	実施	実施	実施
③ 企業定着促進事業	実施	実施	実施
④ 企業立地促進事業	実施	見直し	実施
⑤ 大阪府の企業立地の優遇制度	実施	実施	実施
<b>【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】</b>			
① 庁内の体制やデータ作成に係るルール作り	実施	実施	実施
② 各種行政情報等のオープンデータ化	実施	実施	実施
<b>【事業者からの事業環境整備の提案への対応】</b>			
① 相談窓口での対応	随時	随時	随時
<b>【その他】</b>			
① 施策情報の提供	随時	随時	随時
② 地域経済牽引事業のフォローアップ	随時	随時	随時

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

### (1) 支援の事業の方向性

地域が一体となって地域経済牽引事業を推進していくに当たっては、高槻商工会議所、株式会社池田泉州銀行、北おおさか信用金庫、株式会社大阪彩都総合研究所、学校法人大阪医科薬科大学大阪医科大学、学校法人関西大学等の地域に存在する支援機関がそれぞれの特長を生かし、十分に連携して産業振興の分野において、相互の人的・知的資源を効果的に活用する必要がある。そのため、これらの関係支援機関に働きかけ、理解醸成や連携関係の構築等に努める。

### (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

#### ① 高槻商工会議所、株式会社池田泉州銀行、北おおさか信用金庫、株式会社大阪彩都総合研究所

本市と高槻商工会議所は、株式会社池田泉州銀行並びに、北おおさか信用金庫、株式会社大阪彩都総合研究所とそれぞれ「産業振興連携協力に関する協定」等を締結しており、産業振興の分野において、相互の人的、知的資源を効果的に活用し、有意義であると認められる諸事業等を行うことにより、地域経済の発展に繋げる。

#### ② ものづくりビジネスセンター大阪(MBIO)

クリエイション・コア東大阪内にある、ものづくりビジネスセンター大阪(MBIO)は、ものづくり中小企業の最新技術・製品を展示する日本最大級の常設展示場を有する、大阪府と関係機関が運営する府内ものづくり中小企業の総合支援拠点であり、ビジネスマッチングを中心に販路開拓、産学連携、知的財産など総合的な支援を行っている。

#### ③ 地方独立行政法人大阪産業技術研究所

大阪における産業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点として、産業技術に関する試験、研究、相談等の支援を行うとともに、これらの成果の普及及び実用化を促進している。

#### ④ 公益財団法人大阪産業振興機構

大阪府の中核的な中小企業支援機関として、府内ものづくり企業の販路開拓支援をはじめとする様々な支援サービス(国際ビジネス支援、設備貸与、よろず支援拠点、プッシュ型事業承継支援高度化事業等)を提供するとともに、「マイドームおおさか」の貸館事業(展示会・商談会、セミナー会場等)に取り組んでいる。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用を鑑み、自然環境や市民の生活環境に配慮するとともに、環境関係法令の遵守や環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行うものとする。また、地域経済牽引事業の活動においても同様に、環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、必要に応じて住民説明会等を通じて、周辺住民へ適切な説明を行う等、当該事業の活動等の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上をめざす。

なお、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分に配慮する。

## (2) 安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立をめざし、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑化を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

### ① 防犯に配慮した環境の整備、管理

ア 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備にあたっては、見通しが確保できるように配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。

イ 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等を整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。

ウ 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。

エ 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯バル、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。

オ 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

### ② 交通安全に配慮した環境の整備

ア 事業者等は、地域の交通の安全と円滑化を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。

イ 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースの確保に努める。

ウ 道路には歩道等を設置し、防護柵、植樹帯、路面標示等により、異種交通の分離に努

める。

③ 地域社会との連携

ア 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。

イ 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置等近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

④ 従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

⑤ 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑥ 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑦ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確実にするなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑧ その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

① P D C A体制の整備等

本市及び大阪府は、毎年度の終了後、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

該当なし。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

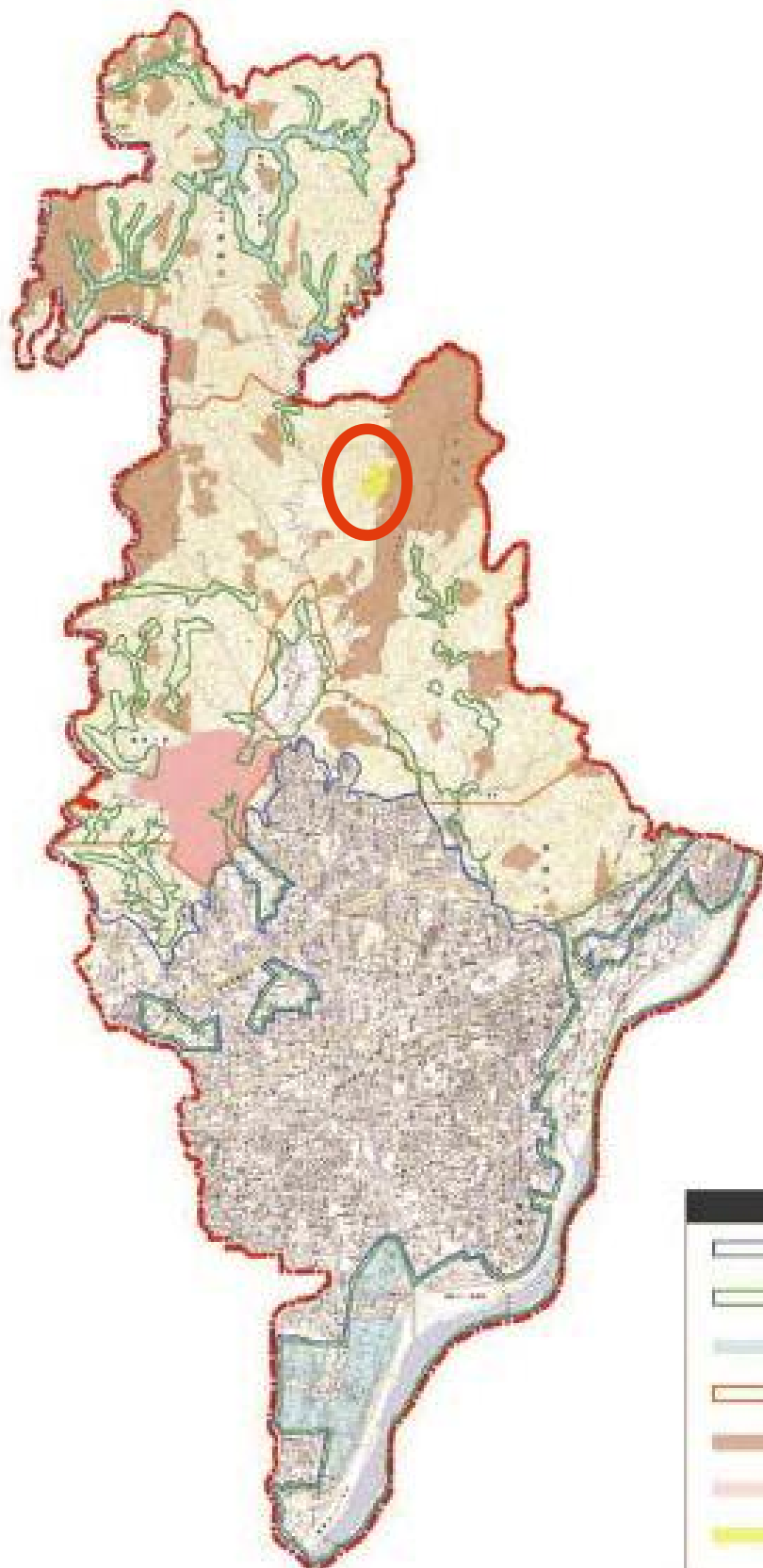
該当なし。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

該当なし。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成35年度末日までとする。



凡 例	
	市街化調整区域
	農業振興地域
	農用地
	近郊緑地保全区域
	保安林
	風致地区
	自然環境保全条例による 保全地域

